4　「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額　(5)」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、次に定める金額の合計額）を記載すること。

(1)　法第４条の５第１項（連結納税の承認の取消し）の規定により法第４条の２（連結納税義務者）の承認を取り消された日の前日の属する事業年度で、租税特別措置法第42条の４第11項（連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額）(同法第42条の４の２第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第42条の５第５項（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る法人税額)、第42条の６第５項（連結納税の承認を取り消された場合の中小企業者等の機械等に係る法人税額）若しくは第42条の11第５項（連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額）又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号。以下この号において「平成23年12月改正法」という。)附則第55条（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月改正法第19条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の５第５項（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー需給構造改革推進設備等に係る法人税額）若しくは平成23年12月改正法第19条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の７第７項（連結納税の承認を取り消された場合の事業基盤強化設備等に係る法人税額)、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）附則第77条（情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第18条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の11第５項（連結納税の承認を取り消された場合の情報基盤強化設備等に係る法人税額）若しくは所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第106条（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の11第12項（連結納税の承認を取り消された場合の情報通信機器等に係る法人税額）の規定の適用がある場合　これらの規定により法人税の額に加算される金額

(2)　別表六(二十一)「31」の欄に金額の記載がある場合　当該金額

別表１㈠の記載要領第七号中「別表七㈠「９の③」」を「別表七㈠「11の③」」に改め、同第九号を同第十一号とし、同第八号の次に次の一号を加える。

９　「㉗の18％又は15％相当額　㉚」の欄は、平成24年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「18％又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は15％」を消すこと。

10　「㉘の22％又は19％相当額　㉛」の欄は、平成24年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「22％又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は19％」を消すこと。

別表１の11㈡の表中

法人税額の特別控除額 (別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「16」＋別表六の二(五)「18」＋別表六の二(七)「37」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「37」＋別表六の二(十)「51」＋別表六の二(十一)「42」＋別表六の二(十二)「42」＋別表六の二(十三)「37」＋別表六の二(十四)「38」＋別表六の二(十五)「18」＋別表六の二(十五の二)「42」＋別表六の二(十五の三)「12」)	法人税額の特別控除額 (別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「16」＋別表六の二(五)「18」＋別表六の二(七)「37」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「37」＋別表六の二(十)「51」＋別表六の二(十一)「42」＋別表六の二(十二)「42」＋別表六の二(十三)「38」＋別表六の二(十四)「18」＋別表六の二(十五)「42」＋別表六の二(十六)「12」)

を、

リース特別控除取戻税 (別表六(十三)「30」＋別表六(十六)「30」＋別表十)「30」＋別表六(二十三)「30」＋別表六(三十」)

に、

額 六(二)「31	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額

を、

㉚　の　18　％　相　当　額	㉚　の　18　％　又　は　15　％　相　当　額
㉛　の　30　％　相　当　額	㉛　の　30　％　又　は　25.5　％　相　当　額

を、

法人税額 (㉝の30％相当額)	法人税額 (㉝の30％又は25.5％相当額)

に改め、同表の記載要領第四号を次のように改める。

4　「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額　(5)」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、次に定める金額の合計額）を記載すること。

(1)　法第４条の５第１項（連結納税の承認の取消し）の規定により法第４条の２（連結納税義務者）の承認を取り消された日の前日の属する連結事業年度で、租税特別措置法第68条の９第11項（連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額）(同法第68条の９の２第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第68条の10第５項（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る法人税額)、第68条の11第５項（連結納税の承認を取り消された場合の中小連結法人の機械等に係る法人税額)、第68条の13第４項（連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定地域における工業用機械等に係る法人税額)、第68条の14第５項（連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定中小連結法人の経営革新設備等に係る法人税額）若しくは第68条の15第５項（連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額）又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号。以下この号において「平成23年12月改正法」という。)附則第72条（連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月改正法第19条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の10第５項（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー需給構造改革推進設備等に係る法人税額）若しくは平成23年12月改正法第19条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の12第７項（連結納税の承認を取り消された場合の事業基盤強化設備等に係る法人税額)、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）附則第110条（連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第18条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15第５項（連結納税の承認を取り消された場合の情報基盤強化設備等に係る法人税額）若しくは所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第132条（連結法人が情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第13条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15第12項（連結納税の承認を取り消された場合の情報通信機器等に係る法人税額）の規定の適用がある場合　これらの規定により法人税の額に加算される金額

(2)　別表六（二十一）「31」の欄に金額の記載がある場合　当該金額